

教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

1 日 時

令和6年2月21日（水）
開会 10時00分
閉会 10時36分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 福永和伸教育長、大森達也委員、北野誕水委員、栗須百合香委員
富樫健二委員
欠席委員 なし

4 出席職員

教育長 福永和伸（再掲）、副教育長 上村和弘
次長（教職員担当）佐藤史紀、次長（学校教育担当）井ノ口誠充、
次長（育成支援・社会教育担当）山添達也、次長（研修担当）荻田直樹
教育総務課 課長 浮田知樹、班長兼企画員 米澤道隆
教育政策課 課長 大屋慎一、課長補佐兼班長 津村尚美、係長 木谷勇介
教育財務課 課長 井畑晃洋、課長補佐兼班長 飛鳥井清司
学校経理・施設課 課長 西田恭子、課長補佐兼班長 雲匡司
教職員課 課長 福井崇司、班長 若宮一哉、主幹 山本充、係長 青木宣宏
福利・給与課 課長 坂口浩二、班長 奥谷豪紀
小中学校教育課 課長 早田清宏、主査 丸野伸一

5 議題件名及び採択の結果

	件 名	審議結果
議案第55号	訴訟事件の処理について	原案可決
議案第56号	審査請求事案の処理について	原案可決
議案第57号	令和5年度三重県一般会計補正予算（第10号） （教育委員会関係）について	原案可決

6 報告題件名

報告1 「三重県教育ビジョン（仮称）」最終案について

- 報告 2 「三重県立学校施設長寿命化計画」改定に係る最終案及び「第Ⅱ期三重県立学校施設長寿命化実施計画」最終案について
- 報告 3 「三重県立みえ四葉ヶ咲中学校（仮称）設置基本方針」最終案について
- 報告 4 令和 6 年度三重県職員（機関士・航海士）採用選考試験の結果について

7 審議の概要

・開会宣言

福永和伸教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

5 名中 5 名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（2 月 2 日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

富樫委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 55 号は訴訟の方針決定に関する案件のため、議案第 56 号は内容に個人情報が含まれるため、議案第 57 号は県議会提出前であるため、非公開とすることを決定する。

公開の報告 1 から報告 4 の報告を受けた後、非公開の議案第 55 号から議案第 57 号を審議する順番とすることを決定する。

・報告事項

報告 1 「三重県教育ビジョン（仮称）」最終案について（公開）

（大屋教育政策課長説明）

報告 1 「三重県教育ビジョン（仮称）」最終案について

「三重県教育ビジョン（仮称）」最終案について、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 2 月 21 日提出 三重県教育委員会事務局 教育政策課長

1 枚おめくりください。「三重県教育ビジョン（仮称）」最終案について説明します。

現行計画が令和 5 年度末で終了することから、次期計画について、県議会や三重県教育改革推進会議での審議、子どもたちの意見、パブリックコメント等をふまえ、最終案を別

冊1のとおり取りまとめました。

別冊1には、中間案修正版からの変更箇所アンダーラインを施しています。説明とあわせて適宜参考としてください。

では、「1 県議会の意見への対応について」、まず、表をご覧ください。12月14日の教育警察常任委員会でいただいた意見とその対応状況について説明します。「1 全体」について、「意欲や関心など主観的な指標は、回答の基準が曖昧であり、評価にあたってはこうしたことを十分に考慮すること。」との意見については、「文科省の分析もふまえ、主観的な指標と客観的な指標を用いることで、施策の進捗をより適切に把握できると考えている。」としました。

「2 健康教育・食育の推進」について、「子どもたちが日本の食料事情への理解を深める上でも、食育を推進することが重要ではないか。」との意見については、現状と課題及び主な取組内容にこうした旨を記述しました。

2ページをご覧ください。「3 不登校の状況にある児童生徒への支援」について、「教室とは別の居場所づくりなど、柔軟な取組が必要ではないか。」との意見については、その旨文言を修正しました。

続いて「2 アンケート、意見交換会、パブリックコメントについて」説明します。このことについては、1枚めくっていただき、4ページの「『三重県教育ビジョン(仮称)』の策定経過」をご覧ください。

まず、1、三重県教育改革推進会議ですが、これまでに5回の審議をいただきました。2、「三重県教育ビジョン(仮称)」アンケートですが、10月から11月にかけて、小学校4年生以上の専攻科を含む、公立の小中高校の全ての児童生徒を対象に、1人1台端末を活用してアンケートを実施しました。

対象児童生徒約の約13.6%にあたる1万7,000件の回答がありました。設問は2つあり、それぞれの主な意見は次のとおりとなります。

1つ目の設問、「よりよい学校生活を送るためには、どうしたらよいと思いますか。」に対しては、1つ目のポツ、「授業では、答えが正しいか間違いかにかかわらず、自分の考えに自信を持って発表できるようなクラスの雰囲気を作って欲しい。」、5つ目のポツ、「よりよい学校生活を送るために、校則は、生徒みんなの意見を聞き、生徒が自分たちで今の時代に合ったものに見直すことができるようにするとよいと思う。」等がありました。

5ページをご覧ください。2つ目の設問です。「学校が、いじめや暴力のない安心できる場所となるためには、どうしたらよいと思いますか。」に対しては、1つ目のポツ、「『自分がされて嫌なことは友達にしない』という気持ちをみんなが持てば、いじめや暴力はなくなると思う。」、3つ目のポツ、「自分の意見を言えないようなクラスの雰囲気を作らないよう、一人ひとりが友達との間の言葉遣いに気をつけ、感謝の気持ちをしっかり伝えるように意識することが大切だと思う。」等がありました。なお、詳細については別冊2にまとめております。

続いて、5ページ中ほど、「3 児童・生徒・大学生との意見交換会」について説明します。5ページの下表にありますように、令和4年度から令和5年度にかけて、児童生徒及び大学生合わせて176人と直接意見交換を行いました。

1枚おめくりください。6ページに主な意見をまとめています。2つ目のポツ、「子どもたちの自己肯定感を育むには、お互いの長所を見つけ、認め合うことが大切。教育実習で、自分自身も子どもたちに認められる嬉しさを実感した。」等がありました。

続いて、そのページの下側、「4 パブリックコメント」について説明します。10月から11月にかけて、パブリックコメントを実施し、63人・団体の方々から、187件の意見をいただき、129件に集約して整理しました。7ページがその状況です。なお、詳細は別冊3にまとめてあります。

では、2ページにお戻りください。「3 中間案(修正版)から最終案への主な変更点」です。別冊4には新旧対照表、本冊の8ページから、KPIの一覧をまとめていますので適宜参考としてください。では、2ページ下方の表をご覧ください。

1番は、県議会からの意見で説明しましたので、続く2番、学びのセーフティネットの構築・学びの継続について、こちらはヤングケアラー支援ハンドブックの活用に関する記述を追加しました。

3ページに移っていただき、3番、教職員の資質向上・人材確保とコンプライアンスの推進について、「教職の魅力として、子どもたちの人生に影響を与えて成長を実感できる喜びを感じられることなどがある。」という記述を追加しました。

4番と5番は、学校における働き方改革の推進についてです。学校・教職員が担う業務の明確化・適正化を通じた、教職員の在校等時間の削減に関する記述を追加するとともに、総勤務時間に関する教職員の満足度の現状値が更新されたことに伴う目標値の修正を行いました。

6番、ICTを活用した教育の推進については、教育データの利活用に関する記述を追加しました。7番、学校施設の整備については、第Ⅱ期三重県立学校施設長寿命化実施計画を反映した目標値に修正をいたしました。

最後に「4 今後の予定」になります。3月22日の教育委員会定例会において、この三重県教育ビジョン(仮称)は議決をもって確定となります。また、本冊・リーフレットの配布や県ホームページへの掲載などにより、関係者のへの周知を図ります。

(1)です。本冊は市町等教育委員会や公立学校関係機関に配布します。(2)リーフレットは、公立学校に通う全ての子どもたちの保護者に配布いたします。また、学校運営協議会など、地域住民などが集まる会議等で活用いたします。

報告は以上です。

【質疑】

教育長

報告1はいかがでしょう。

—全委員が本報告を了承する。—

・報告事項

報告2 「三重県立学校施設長寿命化計画」改定に係る最終案及び「第Ⅱ期三重県立学校施設長寿命化実施計画」最終案について(公開)

(西田学校経理・施設課長説明)

報告2 「三重県立学校施設長寿命化計画」改定に係る最終案及び「第Ⅱ期三重県立学校施設長寿命化実施計画」最終案について

「三重県立学校施設長寿命化計画」改定に係る最終案及び「第Ⅱ期三重県立学校施設長寿命化実施計画」最終案について、別紙のとおり報告する。

令和6年2月21日提出 三重県教育委員会事務局 学校経理・施設課長

資料に基づきご説明いたします。1、「三重県立学校施設長寿命化計画」改定に係る最終案についてですが、本計画の改定について、11月27日の教育委員会定例会で中間案をお示しさせていただきました。県立学校の校長会など学校関係者との意見交換も実施しており、12月14日の常任委員会において説明しておりますが、記載内容に変更を要する意見はなかったことから、字句修正のみを行い、別冊1のとおり最終案を取りまとめました。

次に、2、「第Ⅱ期三重県立学校施設長寿命化実施計画」最終案についてですが、第Ⅱ期実施計画につきましても、11月27日の教育委員会定例会で中間案をお示しさせていただきました。同じく、校長会等との意見交換も実施しており、12月14日の常任委員会において説明しております。定例会でのご意見をふまえて、取組が分かりやすい記述への変更、そして、字句修正を行いまして、別冊2のとおり最終案を取りまとめました。

変更箇所は、別冊2の方では10ページにありますが、トイレ改修の(2)選定方針の2段落目の最後の方になるんですけども、「また、改修に際しては、『みんなのトイレ』についても、学校からの要望に応じて設置を検討する。」という記述を、「また、改修に際しては、現在、性の多様性に係る対応として、多機能トイレの使用が可能となっているが、学校の意見をふまえながら、『みんなのトイレ』の設置についても検討する。」と変更し、現在も対応は行われていますけれども、それに加えて、という状況が分かるようにいたしました。

今後の予定ですが、3にございますが、3月8日の県議会常任委員会にこの最終案を報告した後に、3月22日の教育委員会定例会でお諮りし、計画を確定させたいと考えております。

報告は以上です。

【質疑】

教育長

報告2はいかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・報告事項

報告3 「三重県立みえ四葉ヶ咲中学校(仮称)設置基本方針」最終案について(公開)

(早田小中学校教育課長説明)

報告3 「三重県立みえ四葉ヶ咲中学校(仮称)設置基本方針」最終案について

「三重県立みえ四葉ヶ咲中学校(仮称)設置基本方針」最終案について、別紙のとおり

報告する。

令和6年2月21日提出 三重県教育委員会事務局 小中学校教育課長

1枚おめくりください。本日は、「三重県立みえ四葉ヶ咲中学校(仮称)設置基本方針」の最終案について、現在の状況を報告させていただきます。

前回、11月21日の教育委員会定例会にて中間案を報告させていただきました。そこから、今回、夜間中学設置検討委員会での協議及びパブリックコメントを経て、最終案を取りまとめましたのでご報告いたします。

まず、別添資料として、最終案を今回付けさせていただきます。1ページ目の目次をご覧ください。

この最終案の構成ですが、大きくは1番目に、全国における公立夜間中学の設置状況、2番目に、三重県におけるこれまでの取組状況、3番目に、基本構想(めざす姿)、4番目に、めざす姿の実現に向けた学校設置の枠組みとして、芽生える、伸びる、広がる、円滑な学校の運営のために、という柱に沿って取組をまとめました。

資料の1ページにお戻りください。パブリックコメントは、この令和5年12月15日から令和6年1月15日まで実施しまして31人・団体から69件の意見をいただきました。

説明資料の2ページ目、資料1をご覧ください。その69件の意見でございますが、この4番目の「めざす姿の実現に向けた学校設置の枠組み」に対する意見が全てございました。

主な意見、そして、今回、最終案に向けて修正をしたんですけれども、それに関する意見を紹介いたします。1ページ目の主な意見のところをご覧ください。

1ポツ目、「教職員の配置について、学びの多様化学校の機能を併せ持つこともふまえて、より複雑化・多様化する生徒のニーズに対応できるものとなるよう、三重県独自の充実した配置に努めてほしい。また、スクールサポートスタッフ等は職員であることから、『参画』ではなく『配置』と記述すべきである。」、2つ目のポツ、「県立みえ夢学園高等学校と併設することを活かした交流について、それぞれの学校が具体的な内容を考える必要がある。」、3つ目の意見、「多くの教職員が夜間中学の運営や教育方針について理解できるよう、研修の機会を増やす必要がある。」といった意見を頂戴いたしました。

これをふまえて、中間案から最終案への変更内容でございます。この本体の方を見ていただいた方が分かりやすいと思いますので、まず、別添資料の8ページ目をご覧ください。

8ページ目の「1 三重県における県立夜間中学設置に向けた検討状況」の一番下のところでございます。これは、今回頂戴した意見とは別なんですけれども、この基本方針の中に、開校する期日を書いておりませんでした。そういったことから、令和7年4月の開校をめざしてという一言を追記しております。

続きまして、14ページをご覧ください。芽生えるの「1 学びの機会の確保」の一番下の教職員のところがございます。教職員のスクールサポートスタッフについて、「参画」ではなく「配置」と記述すべきであるという意見を頂戴いたしましたので、一番下のところの「学習支援員やスクールサポートスタッフ等を配置します。」というふうに記述を修正しております。

続きまして、19 ページ目をご覧ください。「県立みえ夢学園高等学校との多様な交流について、それぞれの学校が具体的な内容を考える必要がある。」というところですが、人とのつながりの一番下の行のところについて、「県立みえ夢学園高等学校と併設することを活かして授業や学校行事において交流したり、オンラインを通じて他の夜間中学等と交流したりするなど、効果的な教育の機会を設けます。」というところを修正しております。

最後に、20 ページ目でございます。円滑な学校運営のために、「4 県内の教職員へ理念の普及」のところでございます。こちら、県内の教職員を対象とした研修について、以前、中間案の時は、夜間中学での研修に限定されたような読み方の記述となっておりますが、さまざまな機会での研修が含まれるように修正をしています。具体的には2行目のところで、県立夜間中学の取組に関する研修機会を提供するなどという記載をしております。

この基本方針の最終案についてですが、今後、3月8日に予定されております、教育警察常任委員会にて報告いたしまして、最後、3月22日の教育委員会定例会において、議決をめざしてまいりたいと考えております。

報告は以上です。

【質疑】

教育長

報告3はいかがでしょうか。

大森委員

先ほどのスクールサポートスタッフ等は職員であることから、「参画」ではなく「配置」ということだったんですけれども、20 ページの方だと、コミュニティ・スクールで地域学校協働活動になるので、地域住民はスクールサポートスタッフとして入れますよね。

早田課長

はい。入れます。

大森委員

そうすると「配置」じゃないですよ、「参画」ですよ。多分、両方あるんじゃないか、もしくはじゃないかと思うんですけれども。「配置」もしくは「参画」じゃないかなと思うんですけれども。

早田課長

ご質問ありがとうございます。それについてなんですけれども、スクールサポートスタッフというのは法の中で位置付けられた職員になっておりまして、地域学校協働活動の一環として、ボランティアのような形で参画してくださる方とは別の枠組みで、はっきりと法の中で位置付けられた職であることから、職として配置しますというふうに今回記載をしております。

大森委員

そうすると逆に、そこの部分は学校支援員になるんですかね。地域住民がボランティアで入る場合は。

教育長

呼び方は色々あります。

大森委員

そうすると、その言及は消えちゃうことにならないのかなと思ったんですけども。要するに、これは地域学校協働活動なので、地域の方が色々なサポートで入りますよね。それはこの文言だと。

早田課長

今おっしゃられたことは、20 ページの 2 番目のことですか。

大森委員

そうです。それを反映させると 14 ページのこの。教職員だからいないということ。

早田課長

そうです。

教育長

雇用している教職員という意味で書いておりますので。

大森委員

なるほど。だけど、そういう人もいるということは書いているんですか。そのボランティアで入ってくる場合がありますというのは。

早田課長

それは 20 ページのところで、学校・家庭・地域が連携し、双方向の地域学校協働活動に取り組めますとしていますので、地域の方がボランティアとして、コミュニティ・スクールに入ってくるということも想定しております。

大森委員

ここで読み取るということですか。

早田課長

はい。

教育長

何か表現を加えた方がよいということですか。

大森委員

強調してもらった方が。というのはこれからどんどん地域の人助けがないと先生たちが抱えることになるので、だからそういうことはここで言ってるよと言ってもらって、先生の助けを地域に求めますということを明記してもらってもいいのかなと思って。

早田課長

分かりました。一度検討させてください。

大森委員

他のところを見ていると、南が丘なんかはそうやって言っているが故に、例えば、学童の指導員が入れるので。地域住民も学童の指導員に入れているので、そこがこれだと読めるかなという。どういう人を想定しているのかなとなるので。

早田課長

ありがとうございます。

—全委員が本報告を了承する。—

・報告事項

報告4 令和6年度三重県職員（機関士・航海士）採用選考試験の結果について（公開） （福井教職員課長説明）

報告4 令和6年度三重県職員（機関士・航海士）採用選考試験の結果について
令和6年度三重県職員（機関士・航海士）採用選考試験の結果について、別紙のとおり報告する。

令和6年2月21日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長

おめくりください。こちらが1月21日に実施しました試験の結果です。まず、機関士の方は、採用見込数1名に対しまして1名を合格としました。航海士の方は、採用見込数1名のところ、1名が不合格となりました。受験者への合否結果は、2月8日に郵送をしております。

報告は以上です。

【質疑】

教育長

報告4はいかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

議案第 55 号 訴訟事件の処理について(非公開)

福井教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第 56 号 審査請求事案の処理について(非公開)

坂口福利・給与課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第 57 号 令和 5 年度三重県一般会計補正予算（第 10 号）（教育委員会関係）について(非公開)

井畑教育財務課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・閉会宣言